

「経済産業省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令」の概要

令和 4 年 12 月
内閣府地方創生推進事務局
経 済 産 業 省
産業保安グループ
電 力 安 全 課

1. 現状及び改正の経緯

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 74 号）（以下「改正法」という。）が今通常国会で成立。このうち、附則第一条第三号に規定する事項（小規模事業用電気工作物の創設等）は令和 5 年 3 月の施行を予定しており、これに伴う所要の改正を行うこととする。

2. 改正の内容

○経済産業省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令

- ✓ 改正法施行に伴い、従来、一般用電気工作物として類型されていた一部の電気工作物が小規模事業用電気工作物として新たに規定されることとなる（詳細の範囲は電気事業法施行規則第 48 条第 4 項において新たに規定）。
- ✓ 火力発電設備については、小規模事業用電気工作物の対象とはしないこととしており、本命令第 2 条第 1 項の認定に係る火力発電設備についても、引き続き出力が 20 キロワット未満の場合は一般用電気工作物とすることとする。

3. 今後のスケジュール

令和 5 年 1 月	公布（予定）
令和 5 年 3 月 20 日	施行（予定）